

国 営 積 第 6 号

令和 7 年 12 月 10 日

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長 殿

大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長 殿

各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 殿

北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 殿

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

営繕積算企画調整室長

( 公 印 省 略 )

### 単位施工単価が規定された場合におけるスライド条項の運用について

単位施工単価については、「公共建築工事標準単価積算基準等の改定について（通知）」（令和 7 年 12 月 10 日付け国営積第 2 号）により新たに規定されているところであるが、今後、工事請負契約書第 26 条第 1 ~ 4 条（全体スライド条項）及び第 6 項（インフレスライド条項）に基づく協議において、発注者が変動後の価格を算定する際に用いる単価については、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

#### 記

基準日前の積算時に市場単価を用いた細目工種が、スライド基準日時点の公共建築工事標準単価積算基準において単位施工単価が規定されている場合には、発注者が変動後の価格を算定する際に用いる単価に当該細目工種の単位施工単価を用いることとする。

以上